

時期	復旧・復興段階
区分	教育・文化
分野	学校教育
検証項目	学校教育施設の再建

根拠法令・事務区分	公立学校施設災害復旧費国庫負担法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
執行主体	国、県、市町
財源	公立学校：国庫補助 2 / 3 私立学校：国庫補助 1 / 2（激甚災害（本激）に指定された場合）
概要	<p>災害が発生した場合であっても、一日も早く児童・生徒が学校教育を受けることができるよう、被災を受けた学校施設の再建を速やかに実施する必要がある。</p> <p>阪神・淡路大震災では、県立学校では152校が、市町立学校では944校が被災し、建替を要する学校は県立学校で11校、市町立学校で43校に及んだ。また、私立学校の被害も甚大であり、200以上の学校で大規模な被害を受けた。これらの被災校は、平成9年度までにすべて復旧を完了したが、被災校が避難所となっていたことや公共施設・民間施設の解体・建設事業も多かったこと等があり、当初の復旧計画とおりにはならず、復旧工事の着手が遅れた。</p> <p>今後は、災害時においても、学校の機能を維持できるようにするために、老朽化した学校施設の耐震化等改善整備が必要となっている。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【文部省】</p> <p>文部省においては、災害発生後、直ちに担当官を現地派遣し、被害状況調査・応急危険度判定調査を行った。緊急復旧を要するものについて、直ちに応急復旧工事を実施した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p285]</p> <p>地方公共団体が実施する公立学校施設の災害復旧事業について、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等により補助を行い、平成9年度までに、被災した全ての学校の災害復旧事業を完了した。被災私立学校については、教育研究用物品の復旧に対する経常費補助として、平成6年度、7年度予算に所要額を計上した。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p137]</p> <p>日本私学振興財団においては、阪神・淡路大震災により被災した私立学校等の災害復旧事業の円滑かつ迅速な実施を図るため、通常の貸付条件よりも有利な条件で融資を行うとともに、私学研修福祉会において、借入金の金利負担を軽減するため利子助成事業を実施した。[『平成9年版防災白書』国土庁,p499-500]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (成果「県」参照)</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>学校の応急修理・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校：1月21日に各学校長に、ガラス修理、給排水設備の改修など応急整備を指示、被害の大きい学校については建物の危険度調査を実施し、使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努めた。被害の大きい県立学校73校について早急に被災度調査を完了し、実施設計に着手して1日も早い改修工事に取りかかることとした。なお、この調査にあたっては他府県から5人の職員の応援派遣を受け対処した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p281-282] ・市町立学校：各市町教育委員会に、児童生徒の安全確保を最優先に応急整備を実施するよう指導

	<p>した。当初担当職員が人命救助等に従事し、本来の職務にほとんどつけない市町もあったことから、1月30日から2月3日にかけて文部省や他府県の技術職員37人の応援を受け、7市町124校の応急危険度調査を行い二次災害の防止に努めた。これらの調査を踏まえて、平成7年度からの教室確保に必要な仮設校舎等の建築計画を策定し、直ちに仮設校舎の建築に着手した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p282』]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校：1月下旬から2月にかけて、学校側の要請により、文部省の技官が被災学校の危険箇所を確認するため、約90校を調査した。外国人学校を含む学校法人立私立学校等に対して、日本私学振興財団による災害復旧のための長期かつ低利の融資制度が新設されたほか、運営資金についても従前より長期かつ低利な融資が受けられることとなった。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p282』] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>県立学校：県立学校174校のうち152校が被災、うち建替が11校、大規模改修が8校であったが、平成9年度までにすべての学校の復旧工事は完了した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p268』]</p> <p>市町立学校：市町立学校1,835校のうち944校（21市48町）が被災、うち建替が43校、大規模改修が26校であったが、平成9年度までにすべての学校の復旧工事は完了した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p268』]</p> <p>私立学校：大規模被害で国庫補助の対象となった私立学校は272校（大学21、短大20、高校41、中学校24、小学校7、幼稚園114、専修学校29、各種学校16）であるが、県立・市町立学校と同様に平成9年度までにすべての学校の復旧工事は完了した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p272』]</p> <p>県立学校の仮設校舎は平成9年6月末に、市町立学校の仮設校舎は平成8年3月末に全て撤去された。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p272』]</p> <p>なお、応急仮設住宅の建設が進んだことなどにより、ピーク時には867戸（県立学校39戸、市町立学校828戸）あった学校の敷地内仮設住宅は平成11年10月に解消された。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p273』]</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】</p> <p>安全点検、応急処置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月17日に学校の電気・電話復旧工事開始した。18日には被害の小さかった北区・西区を除く神戸市立学校園に対し、被害状況の現地調査を開始し、立入禁止等の応急的な措置を講じた。[『阪神・淡路大震災と神戸の学校教育』神戸市教育委員会,p13] <p>応急危険度判定調査等の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月18日から3日間、緊急現地調査を実施するとともに、1月19日～約2週間、二次災害の防止と施設の使用可否の判断を行うため、住宅局営繕部と教育委員会が共同で223校園の調査を実施した。その結果、21校園・27棟の校舎を建て替えることとなった。[『阪神・淡路大震災と神戸の学校教育』神戸市教育委員会,p13-14][『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995年』神戸市,p419][『神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会,p97-99] ・2月7日から10日の間、住宅局営繕部が教育施設対象の第二次調査を開始した。[『阪神・淡路大震災と神戸の学校教育』神戸市教育委員会,p14] <p>学校園改修計画の策定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月25日に文部省・大蔵省が現地調査を開始（～8月末）神戸市教育委員会は大規模被害については平成7年度を初年度とし、原則3年間で事業の早期完了を目指し、中規模以下の被害にとどまった学校園の補修工事は、原則として平成7年8月末を目途に工事を完了するよう努めることとした。[『阪神・淡路大震災と神戸の学校教育』神戸市教育委員会,p14] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>【神戸市】</p>

	<p>学校園改修計画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した学校がそのまま避難所として使われていたなどの理由により、10月から工事発注し、大規模土木工事を除き、すべての被災校で年度内に復旧工事を完了した。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p421]
その他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>被災文教施設の調査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省は、「被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領」を作成し、被災文教施設の設置者などからの要請により、調査団を被災地に派遣し、応急危険度判定に係る調査を実施する体制の整備を図っている。[『平成15年度文部科学白書』文部科学省] ・また、被災文教施設の応急危険度判定の調査方法に関する指針として、「被災文教施設応急危険度判定方法について」を策定するとともに、講習会などにより被災文教施設応急危険度判定士の養成にも努めている。[『平成15年度文部科学白書』文部科学省] <p>学校の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省は、公立学校施設の耐震化を最優先課題として位置付け、施設の改築や補強事業における国庫補助の充実を積極的に図っている。また、老朽化した公立学校施設の大規模改築や改築事業も進めており、市町村が適切に公立学校施設整備を実施できるよう支援していくこととしている。[『平成15年度文部科学白書』文部科学省] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>地域防災計画に基づき、災害時においても学校が機能を損なうことのないよう、耐震性・防火性の強化、設備・備品等の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化等を推進することとしている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>神戸市は、地域防災計画防災事業計画・安全都市づくり推進計画において、地域に身近な公園や小中学校などの小規模な防災拠点から広域の大災害に対応すべき大規模な防災拠点まで、それぞれの拠点に求められる機能を災害時に発揮できるよう整備するとともに、当該施設の耐震化等を図ることとしている。[『神戸市地域防災計画防災事業計画・安全都市づくり推進計画』神戸市]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>神戸市における学校の耐震化の取り組みについては、874棟の対象校（昭和56年の新耐震設計基準以前の建物棟数）のうち、497棟で耐震診断を実施し、うち26棟を耐震改修した。平成15年度からは3カ年の計画で改築・統廃合等を除いた770棟の耐震診断を実施する。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』,p176-177]</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>補修工事については、国（文部省・大蔵省）の災害査定が終了次第、順次契約手続に移り、おおむね夏休み中には工事を終え、2学期には復旧した学校園に児童生徒を迎えるという改修計画を立てていた。しかしこの計画は次のような理由で遅れを生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災校がそのまま避難所となり、避難住民の生活との関係から、事前調査や国の査定がはかどらなかった。国の査定は6月中旬終了の予定が約2ヵ月半遅れた。 ・8～9月にかけて公共・民間の他の事業の解体・建設ラッシュと競合。容易に応札業者を得られなかった。（『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市） 	

地震当日、ライフラインが使用できた学校園は、全学校園の電気67.8%、上水道17.5%、下水道46.6%、ガス33.7%、電話69.4%だった。全体的な復旧状況（本格復旧）は、電話・電気は比較的早く、1月20日には、電気で93.9%、電話も91.4%の学校園で使用可能になっている。上水道は、2月5日には70.8%、2月25日には92.2%の学校園が使用可能になった。（なお、上水道の応急復旧は、2月末に完了しており、本格復旧が遅れた学校においても最低1カ所は水道が使用できる状態となっていた。）しかし、ガスは復旧が遅れ、2月15日で53.2%、3月31日ようやく91.3%の使用可能率となった。これに対して、避難所となった学校園は、ライフラインの復旧が遅れ、学校園再開日での復旧率がガスで24.6%、上水道で59.0%にとどまっている。特に、上水道の低い復旧率は、避難所となった学校園の約4割が、トイレの水洗装置が使用できないなど不便な中で、再開せざるを得なかったことを示しており、水の確保が防災計画はもちろん学校教育再開にとって、極めて重要な課題であるといえる。（『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市）

課題の整理

再建方針の検討（建替の必要性の有無、復旧方法、再建の難易度、優先度等）
避難所利用との整合性に関する合理的調整方法の検討

今後の考え方など

- 学校施設の復旧にあたっては、被災した建物の耐震性、当該地域におけるインフラ等の復旧状況を踏まえ、復旧方法、建築単価、復旧スケジュール等を適正に計画する。（文部科学省）
 - 平成15年度から3ヵ年で、新耐震基準施行以前に建設された小・中・高・養護学校の耐震診断を実施している。実施棟数は、対象棟（874棟）から既に診断・改修済み、改築・統合等を除いた770棟を予定している。診断結果に基づき、順次、学校施設の耐震化を進め、災害時には避難所としての役目も担える学校にしていきたい。（神戸市）
 - 仮設住宅等へのできるだけ早期の移行を進め、避難所と施設本来の利用との競合の解消に努めていく。（神戸市）
 - 学校（園）施設が避難所となった場合、避難所の運営は、将来的には地域の防災コミュニティが自主的に運営にあたり、市職員や学校職員は必要に応じ運営を支援することとする。（神戸市）
 - 学校長及び園長は、災害の規模、施設の被害状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と協議の上、応急の学校（園）運営をおこない、教育再開を実施する。（神戸市）
 - 学校長及び園長は、災害の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡の上、平常授業（保育）に戻すように努め、その時期については広報紙、マスコミ機関等を活用し、早急に、確実に保護者に連絡する。（神戸市）
 - 指定避難所以外の学校（園）施設に避難している避難者については、最寄りの指定避難所に誘導する。（神戸市）
- 平成16~17年度で新耐震基準施行（昭和56年）以前に建てられた学校施設の耐震化推進のため、学校施設耐震化推進事業を行い、耐震性の向上に取組む。（尼崎市）